パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）】

令和８年（2026 年）11 月
つくば市議会局議会総務課

案件名	つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)
募集期間	令和8年(2026 年)11 月 20 日 ～ 令和8年(2026 年)12 月 14 日
担当課	議会局議会総務課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)6011

■ 意見募集の趣旨

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和８年法律第56号)の施行による法定刑の引上げ等に鑑み、所要の改正を行うものです。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただき、一部改正の参考にさせていただきたいと思います。

■ 資料

・つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
・つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）概要書

■ 提出方法

○ 直接持参　・議会局議会総務課（本庁舎６階）
・各窓口センター
・各地域交流センター
・つくば市民センター
※施設閉庁日を除く。

○ 郵便　〒305－8555
つくば市研究学園一丁目１番地１
つくば市議会局議会総務課

○ 電子メール asm010@city.tsukuba.lg.jp

○ ファクシミリ　029-868-7635

○ ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出で

きます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

・パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の最終決定を行います。

・提出された意見は、集計後から市議会の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第５条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。

・提出された意見に対する市議会の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市議会の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市議会の考え方の公表時期並びに公表場所

○ 公表時期　　令和８年（2026 年）12 月中旬を予定しています。

○ 公表場所　　市議会ホームページ
議会局議会総務課（本庁舎６階）
情報コーナー（本庁舎１階）
各窓口センター
各地域交流センター
つくば市民センター

パブリックコメント資料

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年つくば市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第２項中「この章」の次に「及び第 57 条」を加える。

第 54 条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 57 条中「第 24 条第１項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月 17 日から施行する。

パブリックコメント資料

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年つくば市条例第20号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第２６条　（略）	第１条―第２６条　（略）
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第２７条　（略）	第２７条　（略）
２　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第１項の決定（以下この章及び第57条において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	２　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第１項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
３　（略）	３　（略）
第２８条―第５２条　（略）	第２８条―第５２条　（略）
第６章　罰則	第６章　罰則
第５３条　（略）	第５３条　（略）
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。	第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第５５条・第５６条　（略）	第５５条・第５６条　（略）
第５７条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	第５７条　偽りその他不正の手段により、第24条第１項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。
附則　（略）	附則　（略）